

広島地方裁判所平成28年(ワ)第289号等

伊方原発運転差止等請求事件

判 決 骨 子

原告らは、伊方原子力発電所の発電用原子炉の運転により原告らの生命、身体、健康等に具体的な危険が生じているとして、その運転の差止めを求めるとともに、損害賠償を請求している。

しかしながら、伊方原子力発電所の発電用原子炉3号機は、平成23年4月に定期検査に入って運転を停止した後、福島原発事故を踏まえて制定等された新規規制基準に適合している等として原子炉等規制法43条の3の8第1項の原子力規制委員会の原子炉設置変更許可等を得て、平成28年9月以降通常運転を再開しているところ、原告らの主張によっても、被告が原告らの主張する各事象に関して過少評価を行っており、また、上記基準の内容が合理性を欠いており、あるいは上記基準に適合しているとの原子力規制委員会の審査判断が合理性を欠いており、その結果、原告らの生命、身体、健康等を侵害する具体的な危険が存在するということとはできないから、原告らの上記請求に理由があるとはいえないため、原告らの請求をいずれも棄却する。

以 上